

提供依頼書

年 月 日

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果に関し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 4 項及び同法第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法の規定（以下「高確法等の規定」という。）に基づく全国健康保険協会京都支部（以下「京都支部」という。）への提供について、下記のとおり委託します。

- 1 健診実施機関は京都支部に対して、労働安全衛生法第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果のうち、受診年度において京都支部の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目及び被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって京都支部が必要と認める情報（以下「事業主健診情報」という。）を提出すること。その際、京都支部が指定する形式で事業者健診情報を提供すること。
- 2 1 の提出を行う際に、健診実施機関は京都支部に対して、高確法等の規定に基づき、当事業所の委託を受けて事業主健診情報を提供することを伝えること。
- 3 本書については、次年度以降も効力を有すること。本書に基づく依頼を解除する際は別途連絡をすること。

事業 所 情 報	健康保険記号	
	所在地	〒
	事業所名	
	事業主名	
	電話番号	
	担当者名	

【裏面に受診された（される）健診機関をご選択ください】

【該当の健診機関にレ点、受診月をご記入ください。】

☒	協会けんぽ提携健診機関	地域	受診月
☐	相馬病院	上京区	
☐	京都四条診療所 健康管理センター	下京区	
☐	京都南病院		
☐	武田病院健診センター		
☐	西村診療所		
☐	京都民医連あすかい病院	左京区	
☐	日本バプテスト病院		
☐	いわくら病院		
☐	洛陽病院		
☐	高雄病院	右京区	
☐	うずまさ診療所		
☐	京都微生物研究所 付属診療所	山科区	
☐	洛和会音羽病院		
☐	京都工場保健会 山科健診クリニック		
☐	原田病院	東山区	
☐	京都工場保健会 総合健診センター	中京区	
☐	京都予防医学センター		
☐	四条烏丸クリニック		
☐	シミズ四条大宮クリニック		
☐	中央診療所		
☐	大和健診センター		
☐	大澤クリニック		
☐	御池クリニック		
☐	京都からすま病院	北区	
☐	京都九条病院	南区	
☐	吉祥院病院		
☐	京都城南診療所	伏見区	
☐	蘇生会総合病院		
☐	鳥羽健診クリニック		
☐	KKC京都事務所 附属診療所		
☐	大島病院		
☐	金井病院		
☐			

☒	協会けんぽ提携健診機関	地域	受診月
☐	京都工場保健会 宇治健診クリニック	宇治市	
☐	宇治武田病院		
☐	宇治徳洲会病院		
☐	都倉病院		
☐	京都きつ川病院	城陽市	
☐	京都田辺中央病院	京田辺市	
☐	京都済生会病院	長岡京市	
☐	綾部市立病院	綾部市	
☐	市立福知山市民病院	福知山市	
☐	久御山南病院	久世郡	
☐	丹後中央病院	京丹後市	
☐	滋賀保健研究センター	滋賀県	
☐	近畿健康管理センター 滋賀事業部		
☐	大阪中央病院 健康管理センター	大阪府	
☐	那須クリニック		
☐	恵生会病院		
☐	医療法人厚生会		
☐	関西健康福祉協会 (なんぼクリニック)		
☐	大阪府結核予防会 大阪複十字病院		
☐	オリエンタル労働衛生協会		
☐	美杉会健診センター		
☐	株式会社チェックアップシステム		
☐	医療法人大阪健昌会 淀川健康管理センター		
☐	大阪健康倶楽部 小谷診療所		
☐	愛悠会クリニック		
☐	大阪府結核予防会 相談診療所		
☐	医療法人 橘甲会		
☐	暇生会脳神経外科病院		
☐	医療法人あけぼの会 あけぼのGMクリニック		
☐	奈良市総合医療検査センター	奈良県	
☐	福井県予防医学協会	福井県	
☐	JCHO若狭高浜病院		

【該当の健診機関がない場合は、下記にご記入ください。】

健診機関名	所在地	電話番号	受診(予定) 月	受診(予定) 人数
	〒			
	〒			
	〒			
	〒			